

関東重点「道の駅」協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関東重点「道の駅」協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、重点「道の駅」（全国モデル「道の駅」と重点「道の駅」候補を含む）について、企画、提案を実現させるために必要な情報共有、調整を目的とする。

(組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる会員をもって組織する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長は関東地方整備局道路部道路環境対策技術分析官とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は年に1回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる

(ワーキンググループ)

第6条 協議会に、個別重点駅等ごとのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。

- 2 WGは、企画内容を共有し、当該道の駅の関係機関に対し支援スキームや手続きに関する助言を行うこと等により、円滑かつ確実な整備を図る。
- 3 WGは、別表2に掲げる委員をもって組織する。

(事務局)

第7条 事務局及びWGの運営に関する事務は、関東地方整備局道路部道路計画第一課及び交通対策課において行う。

(規約の改正等)

第8条 規約の改正、その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

(附 則)

本規約は、平成27年 6月12日から施行する。

改正 平成28年 3月 8日

改正 平成29年 4月 26日

別表－1 関東重点「道の駅」協議会会員名簿

	所 属	役 職
会長	関東地方整備局道路部	道路環境対策 技術分析官
委員	関東農政局農村振興部	地域整備課長
	関東農政局農村振興部	農村計画課長
	関東経済産業局産業部	参事官
	関東運輸局観光部	観光地域振興課長
	関東地方整備局企画部	広域計画課長
	関東地方整備局建設部	都市整備課長
	関東地方整備局道路部	道路計画第一課長
	"	地域道路課長
	"	交通対策課長
事務局	関東地方整備局道路部	道路計画第一課
	"	交通対策課

別表－2 道の駅「〇〇」関東重点「道の駅」協議会WG会員名簿

	所 属	役 職
会長	関東地方整備局道路部道路計画第一課	課長
委員	関東地方整備局道路部交通対策課	課長
	関東農政局企画調整室	室長補佐 (基本計画推進)
	関東農政局経営・事業支援部地域連携課	課長補佐 (産業連携・海外展開)
	関東農政局農村振興部地域整備課	課長補佐
	関東農政局農村振興部農村計画課	課長補佐 (直接支払)
	関東農政局農村振興部農村計画課	課長補佐 (農村計画推進)
	関東経済産業局産業部産業振興課	課長補佐
	関東運輸局観光部観光地域振興課	課長補佐
	関東地方整備局企画部広域計画課	建設専門官
	関東地方整備局建設部都市整備課	課長補佐
	関東地方整備局道路部地域道路課	課長補佐
重点駅等 関係機関	〇〇市〇〇部〇〇課	〇〇
	〇〇県〇〇部〇〇課	〇〇
	関東地方整備局〇〇事務所	計画課長
事務局	関東地方整備局道路部	道路計画第一課
	"	交通対策課